

○大府市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者が生活困窮状態から脱却するための支援を実施し、自立の促進を図るため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条の規定に基づき実施する生活困窮者自立相談支援事業（以下「事業」という。）の実施について、生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、原則として、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）を対象とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者の抱えている課題を評価、分析（以下「アセスメント」という。）し、そのニーズを把握すること。
- (2) ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう策定する自立支援計画（以下「プラン」という。）に関すること。
- (3) プランに基づく支援の提供に関すること。
- (4) 支援過程においてプランに基づく各種支援の提供状況を踏まえ、生活困窮者が目標達成に向かっているか、支援は適正に提供されているか等の確認に関すること。
- (5) 設定した目標の達成度、支援の実施状況、支援の成果等のプランの評価に関すること。
- (6) プランの終結又は継続に係る判断に関すること。
- (7) 関係機関との連絡調整に関すること。

(職員の配置及び業務)

第5条 事業を実施するにあたり配置する職員（以下「職員」という。）及びその職務は、次のとおりとする。

- (1) 主任相談支援員
 - ア 自立相談支援業務全般のマネジメント
 - イ 事業に従事する他の職員の指導及び育成
 - ウ 支援困難事例への対応等の高度な相談支援
 - エ 社会資源の地域住民への普及及び啓発等の地域への働きかけ
- (2) 自立相談支援員
 - ア 生活困窮者との包括的な面接相談

イ 生活困窮者へのアセスメント及びプランの作成

ウ 社会資源を活用した支援

エ 関係機関との連絡調整

(3) 就労支援員

ア 就労支援（公共職業安定所等への同行、求人開拓、能力開発）

イ 公共職業安定所、協力企業との連携

(4) その他市長が事業実施にあたり必要と認める者

（相談申込及び受付）

第6条 自立相談支援員及び主任相談支援員（以下「自立相談支援員等」という。）は、大府市役所への来庁又は電話による相談、訪問による相談等により、生活困窮者を把握した場合には、その者に相談受付票（第1号様式）を交付する。

2 前項の規定により相談受付票の交付を受けた者は、相談受付票の所定の項目を記載し、市長に提出する。ただし、やむを得ない理由により記載をすることができない場合には、職員が記載の代行又は補助をすることができる。

3 市長は、前項の規定により提出された相談受付票の内容を確認し、不備がなければこれを受け付ける。

（利用申込）

第7条 前条の規定により相談申込書を提出した者で、自立相談支援の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）は、自立相談支援利用申込書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により記載をすることができない場合には、職員が記載の代行又は補助をすることができる。

2 自立相談支援員等は、利用希望者に対して個人情報に関する管理・取扱規程（第3号様式）に記載されている内容について説明するとともに、これを交付する。

（アセスメント）

第8条 自立相談支援員等は、前条の規定により自立相談支援の利用申込があった場合は、アセスメント（自立相談支援利用申込書を提出した者（以下「申込者」という。）の置かれている生活環境並びに生活困窮に陥った背景及び要因を分析し、対応すべき課題を適正に捉えて解決の方向を見定めることをいう。以下同じ。）を行い、インテーク・アセスメントシート（第4号様式）を作成する。

2 自立相談支援員等は、必要に応じて申込者の家族等関係者から申込者に係る事項を聞き取る。

（支援経過の記録）

第9条 自立相談支援員等は、第7条の規定により自立相談支援の申込があった場合に、自立相談支援経過記録シート（第5号様式）を作成し、自立相談支援が実施されている期間中、当該支援に係る内容を記録し整備する。

（スクリーニング）

第10条 自立相談支援員等は、スクリーニング（アセスメントに基づき、自立相談支援を継続する必要性の有無を判断することをいう。以下同じ。）を行う。

2 スクリーニングの結果、自立相談支援を継続することが適当と認める場合はプランを策定し、事業以外の施策又は他の機関による支援を受けることが適当と認める場合は適切に当該

施策又は他の機関につなぐものとする。

(プランの策定)

第11条 スクリーニングの結果、自立相談支援を継続することが適当と認める場合に策定するプラン案は、自立支援計画（第6号様式）によるものとする。

2 プラン案を策定する場合は、申込者の意思を十分に尊重しつつ、自立の促進を図るための支援方針、支援内容、達成目標等を盛り込むことに留意する。

3 策定したプラン案の内容が適切であるかを、大府市自立支援調整会議で検討する。

(プランの確認)

第12条 市長は、大府市自立支援調整会議において了承されたプランを確認する。

(自立相談支援の実施の通知)

第13条 前条の規定に基づきプランを確認した結果、その内容が適切であることを判断した場合には、自立相談支援提供（変更）通知書（第7号様式）により、申込者に通知する。

(プランの評価)

第14条 プラン策定時に定めた期間が終了した場合、又はそれ以前に前条に規定する通知を受けた者（以下「支援実施者」という。）の状況に大きな変化がみられた場合は、評価シート（第8号様式）により、プランの評価を行う。

2 プランの評価を踏まえ、改めて包括的なアセスメントを行うこととした場合又は申込者の状況が大きく変化しプランの軽微な修正では足りない場合には、新たな自立支援計画（以下「再プラン」という。）を策定する。

3 再プランの策定に係る手順については、プランの策定に準ずるものとする。

(支援の終結)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、自立相談支援の終結について、大府市自立支援調整会議において検討する。

(1) 生活困窮の状態が改善し、設定していた目標を達成する目途が立った場合

(2) 生活困窮の状態から脱却できていないものの、大きな課題がある程度解決され、自立相談支援はいったん終了してよいと判断することが可能な場合

(3) 申込者との連絡が完全に途絶えた場合

2 市長は、前項に規定する大府市自立支援調整会議の検討結果を踏まえ、自立相談支援の終結を決定する。

3 前項の規定により自立相談支援の終結を決定した場合には、自立相談支援終了通知書（第9号様式）により、支援実施者に通知する。

(緊急的な支援の利用)

第16条 第7条の規定にかかわらず、申込者から生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する旨の意思表示があり、その必要性があると市長が認める場合には、申込者は、プランの策定に先立って生活困窮者住居確保給付金の支給手続を行うことができる。

2 前項の規定により、緊急的に生活困窮者住居確保給付金を受給したことで、プランの策定及びこれに伴う支援が不要となった場合には、プランを策定しないことができる。

(費用の負担)

第17条 事業の利用に要する費用は、無料とする。

(守秘義務)

第18条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。